148百万円(91百万円)

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の必要性・概要

環境省では、環境パートナーシップによる取組を全国的に拡大するため、平成 16 年度より地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)の整備を進め、環境NPOや企業の取組に係る情報の収集・提供を実施している。

平成 24 年 10 月に環境教育等促進法が施行され、地方EPOが中心となって地方での環境保全活動を各主体の協働により促進させる必要があることから、地方EPOでの情報収集、情報発信、相談対応などの機能を充実・強化し、持続可能な社会及びそれに向けた行動について理解を進める事業を行う。さらに、地方EPOにおいて協働取組に関する相談対応や円卓会議のコーディネートを行うため、協働取組の実施に知見を有する専門家(プロセスマネージャー)を配置する。

2. 事業計画 (業務内容)

行政、企業、NPO等の間の交流を促す場づくり等を通して地域の環境保全活動を促進する。また、業務を通じて得た知見を基に、各地方EPOの共通課題等を検討し、全国の地方EPO間のネットワークを生かして最適な情報提供に努める。

また、地方EPOに協働取組に関する相談対応や円卓会議のコーディネートを行うプロセスマネージャーを配置し、環境教育等促進法第 21 条の 4 にもとづく協働取組の実施を円滑に進めるほか、地域における協働取組の促進を図り、地域の資源や創意工夫を最大限活用した持続可能な社会を構築する。

3. 施策の効果

全国7箇所に設置した地方EPOにおいて、地方環境事務所と各地の民間団体、企業、自治体などが協働して実施する環境保全活動を増加させるとともに、地方EPOのネットワークを強化し、全国の環境関連情報を踏まえた効果的な情報発信やアドバイスを行う。また、環境教育等促進法の施行に伴い、同法に基づく国の機関との協働取組を促進し、地域における各主体の参加と連携を通して持続可能な社会を構築することが出来る。

地方環境パートナーシップ推進費

平成25年度予算要求額148百万円(平成24年度予算額91百万円)

平成14年12月中央環境審議会の「環境保全活動の活性化方策について(中間答申)」及び平成15年に成立した環境教育推進法を踏まえ、地域での環境パートナーシップづくりの支援拠点として、全国各ブロック(7カ所)ごとに地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)を設置。

地方EPOでは、パートナーシップづくりの支援拠点として、環境関連情報の収集と発信、各主体の協働の場づくりセミナーやワークショップ等を実施しているところ。

平成24年10月の環境教育等促進法の施行を踏まえ、地方EPOでの情報収集、情報発信、相談対応などの機能を充実・強化。さらに、地方EPOに協働取組に関する相談対応や円卓会議のコーディネートを行うプロセスマネージャーを配置し、法第21条の4にもとづく協働取組の実施を円滑に進めるほか、地域における協働取組の促進を図る。

